

感 発 0 3 1 4 第 7 号
令 和 7 年 3 月 1 4 日

各 { 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 } 殿

厚生労働省健康・生活衛生局
感 染 症 対 策 部 長
(公 印 省 略)

感染症発生動向調査事業実施要綱の一部改正について

感染症発生動向調査事業については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の施行に伴う感染症発生動向調査事業の実施について」（平成11年3月19日健医発第458号）により行われているところである。

今般、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第156号）が令和7年4月7日に施行され、既に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）に規定されている感染症を除いた急性呼吸器感染症が新たに5類感染症に追加されたこと等に伴い、同通知の別添「感染症発生動向調査事業実施要綱」について、別紙のとおり改正し、令和7年4月7日より施行することとしたので、その内容を了知の上、関係各所への周知を図らるたい。

【連絡先】

厚生労働省健康・生活衛生局
感染症対策部感染症対策課